

一般財団法人 海津市観光協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は一般財団法人海津市観光協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県海津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、木曽三川公園中央水郷地区をはじめ市内を訪れる観光客への観光情報の提供、河川情報の提供及び案内などサービスの向上を図り、もって市観光行政の充実に資すると共に市の発展、振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 観光客及び市内視察者に対する観光情報の提供、河川情報の提供及び紹介等各種サービスに関する事業
- (2) 各種名産品の宣伝、販売及び参加に関する事業
- (3) 観光関連施設の建設及び管理に関する事業
- (4) 河川の美化、河川愛護思想の普及及び啓蒙
- (5) 観光意識の普及向上に関する事業
- (6) 観光情報の収集、発信に関する事業
- (7) 観光資源の広報に関する事業
- (8) 観光資源の育成支援に関する事業
- (9) 観光振興に関する調査、研究及びイベントの企画・開催に関する事業
- (10) 観光客の誘致と接遇の改善に関する事業
- (11) 海津市及び各種団体からの受託に関する事業
- (12) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画及び収支予算書については、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号から第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。これらのうち公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。

- 3 定款については、主たる事務所に備え置くものとする。

- 4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく公告しなければならない。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人には評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議を持って行う。

2 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第12条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(評議員会)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任並びに理事及び監事（理事及び監事を、以下「役員」という。）の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 事業の全部または一部の譲渡
- (7) 残余財産の帰属の決定
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対して評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は出席評議員の中から互選で選ぶ。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分または除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第19条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合において第16条第1項の理事会において定めるものとし、第17条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第20条 評議員会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなら

ない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 評議員の現在数
 - (3) 評議員会に出席した評議員の数及び氏名
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、その評議員会において選任された議事録署名人 2 人が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とし、理事長以外の理事のうち 1 名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する代表理事とし、常務理事をもって同法 197 条で準用する同法 91 条第 1 項に規定する業務執行理事（代表理事以外の理事であって、理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定されたものをいう。）とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事会及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事が第21条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(理事会の設置)

第28条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集するものとする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は出席理事の中から互選で選ぶ。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がある提案に異議を述べたときはこの限りではない。

3 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した時は、当該事項を理事会に報告することを要しない。

4 前項の規定は、第23条第4項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第33条 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、その理事会に出席した理事及び監事が署名又は記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第10条についても適用する。

(解散)

第35条 この法人は、法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第36条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第38条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第4項の公告に代えて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第128条第3項の規定によって、インターネットによる貸借対照表の開示を行うことができる。

第10章 事務局その他

(事務局)

第39条 この法人に事務局を置き、職員の任免は理事会の承認を得て理事長が任免する。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第40条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第 1 1 章 賛助会員

(賛助会員)

第 4 1 条 この法人の趣旨に賛同し、これを援助する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員は、この法人の資料及び情報の提供を受けることができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、賛助会員に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 8 年法律第 5 0 号）第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 8 年法律第 5 0 号）第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は松永清彦とする。

4 この法人の最初の評議員は石原義雄、服部 浩、永田実彦、中島 宏、伊藤直次とする。

附則

この定款は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。